



国空航第837号
平成30年8月30日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



小型航空機の運航の安全確保について

本日、運輸安全委員会は、平成29年6月3日に新中央航空株式会社所属セスナ式172P型機が富山空港を出発し松本空港に向けて飛行中、立山連峰獅子岳の山頂付近に衝突し、搭乗者4名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、本事故は、事故機が山岳地帯を有視界飛行方式で飛行中、雲中飛行となったものと考えられ、地表を視認して自機の位置及び周囲の状況を把握することが困難となって山頂付近に近づいて衝突したものと考えられるとしています。また、事故機は、着氷気象状態での飛行は禁止されていたが、立山連峰越えを始めたころから雲中飛行となり、主翼及び尾翼等に着氷が発生し、同機の飛行性能に影響したものと考えられるとしています。さらには、事故時、機長及び操縦士は、腰シートベルトを着用していたがショルダーハーネスを着用しておらず、また後席の同乗者2名は3点式シートベルトを着用していなかった可能性が考えられるとしています。

本事故調査の結果を踏まえ、運輸安全委員会より国土交通大臣（航空局）に対し、航空事故防止及び航空事故発生時における被害軽減策として下記を含む勧告が行われました。

以上より、貴職におかれましては、貴会傘下会員、関係団体等に対し、同報告書が公表されたことを周知するとともに、下記の勧告内容を踏まえた安全対策を徹底するよう注意喚起願います。

記

1. 操縦士に対し、着氷気象状態での飛行が認められていない航空機にとって着氷は極めて危険であることを理解し、着氷気象状態での飛行は絶対に避けなければならないことを周知すること
2. 小型機の操縦士に対して、シートベルト及びショルダーハーネスの着用を励行するとともに同乗者にシートベルト等の着用を求めるよう指導すること

以上